



育児休業についてよくある質問

事例 3 選

Q

育児休業は、いつまで取れますか？

A

育児休業は、原則、子どもが1歳になるまで取得が可能です。また、分割して2回まで取得できます。なお、保育所に入所できないなどの事情があれば、最長2歳になるまで延長が可能です。

Q

女性社員が育児休業に入りましたが、休業直前の引き継ぎがうまくいかず、休業に入った後も必要に応じて断続的に出勤する状況が続いています。この場合、「出勤日数に応じて」雇用保険の育児休業給付金が減額されますか？

A

いいえ、「出勤日数に応じて」減額されることはありません。育児休業給付金が減額されるのは、1か月の支給単位期間※中に就労日数が10日を超え、かつ就業時間が80時間を超える場合です。よって、就労日数や就業時間が上記基準を満たさない場合は、就労しても給付金が減額されることはありません。

*支給単位期間とは、育児休業開始日から起算した1か月ごとの期間を指します。

例：Aさんの育児休業開始日が11月15日の場合、11月15日から12月14日までが1支給単位期間となります。

Q

育児休業と産後パパ育休は同じ制度ですか？

A

違います。産後パパ育休とは、産後8週間以内に4週間（28日）を限度として2回に分けて取得できる休業で、1歳までの育児休業とは別に取得できる制度です。なお、産後パパ育休では、原則禁止とされていた育休中の就業が労使協定の締結によって可能となります。

ご相談ください



労使トラブル、助成金・給与計算でお困りのことがあれば、お気軽にお問い合わせください。